

## ◎新制度における利用者負担（改定の方角性）

## 1 新制度における利用者負担について

- ・新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなります。

## 2 保育認定（2号・3号）における保育料

- ・現在、保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に設定しており、魚津市では国徴収基準の約7割を目処に設定しています。新制度における国の利用者負担の案は、現行の水準を基に示されているため、本市においても現行の水準で保育料の設定を予定しています。（別紙①参照）  
また、第3子以降の児童が単独入所した場合、4歳以上児は徴収基準額の2/3、4歳未満児は徴収基準額の半額に軽減していますが、来年度以降の軽減内容については他市町村の動向も踏まえながら、現在検討していきます。

## 3 教育標準時間認定（1号）における保育料

- ・現在、幼稚園の保育料については、公立・私立幼稚園とも所得に基づく設定ではなく、各幼稚園が各自設定しています。新制度における国の利用者負担の案は、保育所保育料と同じく所得に応じた階層別の保育料設定となっており、本市においても国の案を基に所得に応じた保育料設定をすることとし、保育所保育料と同様に国基準の7割を目処に検討しています。  
ただし、保育料体系が大きく変わるため、以下の2つの問題点があります。

## ① 現行の保育料からの負担増加

現行の保育料は所得に関係なく一律に設定されているため、所得が多い世帯では新制度移行に伴い保育料が増加する可能性があります。

特に公立の大町幼稚園については、現在の保育料が一律8,000円であるため、多くの世帯で保育料が増加する見込みです。

そのため、現在幼稚園を利用されている方については、新制度以降に伴い負担が増加することがないように、経過措置を講ずることを検討しています。

## ② 保育所・幼稚園のバランスについて

所得水準が同じ場合、利用時間の短い1号認定子どもの利用者負担は、2号認定子どもの利用者負担よりも低額であるべきだと思われませんが、国の利用者負担案が現行の保育所・幼稚園の負担水準を基本として設定されているため、階層によっては1号認定子どもの方が2号認定子どもよりも高い利用者負担になるという逆転現象が生じています。

この問題は他市町村でも同様に生じており、今後の国や他市町村の動向を踏まえながら適正なバランスとなるよう検討していきます。

## 4 今後のスケジュール

- 12月末 利用者負担（案）を作成
- 1月中 子ども・子育て会議で協議
- 3月末 条例・規則改正